

ケアハウス ニューライフならやま 重要事項説明書

当施設は、ご契約者に対して事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 福寿会
- (2) 法人所在地 奈良県奈良市秋篠町1567番地
- (3) 電話番号 (0742) 45-9588
- (4) 代表者氏名 理事長 秋吉 美由紀
- (5) 設立年月日 昭和56年12月23日

2. 施設の概要

- (1) 施設の名称 ケアハウス ニューライフならやま
- (2) 施設の所在地 奈良県奈良市山陵町1085番地
- (3) 電話番号 (0742) 41-8088
- (4) 施設長名 秋吉 美由紀
- (5) 当施設の運営方針 老後を豊かにいきいきと過ごしていただくために、
温もりある心で、自立と安心をサポートします。
- (6) 開設年月日 平成9年4月1日
- (7) 入居定員 15名

3. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	15室	ミニキッチン・トイレ・洗面・ユニットバス
食堂	1室	
娯楽コーナー	2室	
介護職員室	1室	
事務所（集会室）	1室	
洗濯室	1室	
職員便所	1室	
リネン室	1室	

4. 職員の配置状況と職務

職種	職務内容	配置	勤務体制
1. 施設長	総括	1名	日勤9：00～17：45
2. 生活相談員	相談・助言	1名	日勤9：00～17：45
3. 介護職員	日常生活支援・援助	1名以上	日勤9：00～18：30

5. サービスの概要

(1) 各種生活相談及び助言

施設職員が、入居者からの健康面や生活全般の諸問題について誠意を持って対応し、適切な助言を行います。また、必要に応じて各種サービスとの十分な連携を図りその有効な利用について積極的に援助します。

(2) 食事

朝食 7 : 45 ~

昼食 12 : 00 ~

夕食 18 : 00 ~

朝、昼、夜と一日3食、管理栄養士の献立による、入居者の栄養バランスと健康維持を考えた食事を提供しています。

(3) 入浴

各自、お部屋の浴室にて職員待機時間にご自由にお入り下さい。

身体機能の低下等により単独での入浴が困難な方は、デイサービスやホームヘルプステーション等の在宅サービスを御利用ください。

6. 緊急時及び事故発生の対応

入居者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員を呼ぶことができます。急病や負傷を発見及び確認した場合は、家族様に連絡し、救急要請し医療機関に搬送します。

日頃から事故の予防に努め、年に2回、職員に対して研修を行います。事故の予防、検証の観点から安全対策担当者を任命します。

7. 協力医療機関等

医療を必要とする利用者には、併設診療所の医師が診断治療いたします。施設外（近隣）の診療科へ受診も可能です。入院を必要とするときは、希望の医療機関がなければ当施設の協力病院へご紹介します。

【当施設協力病院】

- 平城園診療所 奈良市秋篠町1567番地
- 白庭病院 生駒市白庭台6丁10番1号
- 高の原中央病院 奈良市右京1丁目3-3
- ゆめはんな歯科クリニック 奈良市右京1丁目1-6-1イオンモール高の原3階

8. 非常災害対策及び感染症対策

施設では、非常災害その他緊急の事態（新たな感染症の発生等）に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置について防災計画、地震・風水害・土砂災害計画、事業継続計画（BCP）を作成し、計画に基づいて年に2回の避難訓練、年に1回の風水害・土砂災害の避難訓練を行います。

また、新型コロナウイルス感染症や新たな感染症に対して事業継続計画（BCP）を作成し、対策を講じます。BCPに基づき、職員の研修を行い感染症の発生、まん延を防止します。

9. 守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保守します。
また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としてしています。

10. 身体拘束の禁止

原則として、入居者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。
ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に入居者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

11. 虐待の防止について

施設は入居者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止のための指針の整備、担当者の選定、虐待防止のための対策を検討する委員会、研修を定期的で開催します。
また、サービス提供中に当該事業所又は養護者による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12. サービス利用料金

(1) 利用料

- | | | |
|----------|--|---------------------|
| ①生活費 | 1ヶ月 | 48,760円 |
| ②事務費 | 1ヶ月 | 10,000円～ |
| ③管理費 | 月額 | 18,750円 |
| ④冬季加算 | 1ヶ月(11～3月) | 2,240円 |
| ⑤口座引落手数料 | 100円/回 | ※指定口座が南都銀行の場合は無料です。 |
| ⑥個別費用 | 各居室で使用される光熱水費、娯楽教養費等については入居者のご負担となります。 | |
| ⑦食費 | 食費は、生活費の中に含まれています。入院や、長期旅行の場合は減免いたします。 | |

⑧利用料以外の負担金

- ・居室のガス料金(大阪ガスと各入居者との契約に基づく)
- ・居室の電話料金

利用料階層別利用料金表（月額）

対象収入による階層区分			利用料			
			事務費	管理費	生活費	合計
1	1,500,000 円以下	単身	10,000	18,750	48,760	77,510
		夫婦	7,000	18,750	48,760	74,510
2	1,500,001 円～1,600,000 円		13,000	18,750	48,760	80,510
3	1,600,001 円～1,700,000 円		16,000	18,750	48,760	83,510
4	1,700,001 円～1,800,000 円		19,000	18,750	48,760	86,510
5	1,800,001 円～1,900,000 円		22,000	18,750	48,760	89,510
6	1,900,001 円～2,000,000 円		25,000	18,750	48,760	92,510
7	2,000,001 円～2,100,000 円		30,000	18,750	48,760	97,510
8	2,100,001 円～2,200,000 円		35,000	18,750	48,760	102,510
9	2,200,001 円～2,300,000 円		40,000	18,750	48,760	107,510
10	2,300,001 円～2,400,000 円		45,000	18,750	48,760	112,510
11	2,400,001 円～2,500,000 円		50,000	18,750	48,760	117,510
12	2,500,001 円～2,600,000 円		57,000	18,750	48,760	124,510
13	2,600,001 円～2,700,000 円		64,000	18,750	48,760	131,510
14	2,700,001 円～2,800,000 円		71,000	18,750	48,760	138,510
15	2,800,001 円～2,900,000 円		78,000	18,750	48,760	145,510
16	2,900,001 円～3,000,000 円		85,000	18,750	48,760	152,510
17	3,000,001 円～3,100,000 円		92,000	18,750	48,760	159,510
18	3,100,001 円以上		全額	18,750	48,760	

①この表における『対象収入』とは、前年収入から、社会保険料等必要経費を控除した後の収入をいいます。入居時と毎年 2 月提出分（前年 1 年分対象）の収入申告により決定いたします。

②国、市のケアハウス設置運営要綱改正に伴い、単価は変更いたします。

（2）利用料のお支払い方法

前項（1）の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し請求しますので、翌月 27 日に指定の口座から自動引き落としいたします。

13. 契約の解除

（1）以下に該当したとき、契約を解除させて頂く場合があります。

- ①入居の条件に関して虚偽の届出を行なって入居したとき
- ②利用料その他の支払いを 3 ヶ月以上に渡って延滞したとき
- ③施設長の承諾を得ないで、施設の建物、付帯設備等の造作、模様替えを行い、かつ現状回復しないとき
- ④共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかけるとき
- ⑤入居者から契約解除の申し出、届出があったとき
- ⑥その他、契約書に違反したとき

(2) 解除の通知と届出

当施設から契約を解除させていただく場合は、解除日の2ヶ月前までに通知致します。
ご利用者から契約解除される場合は、解除日の1ヶ月前までに届出が必要です。その場合の
利用料は、解除される月の末日分までいただきます。

14. 苦情の受付について

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

(1) 苦情解決責任者

施設長 秋吉 美由紀

(2) 苦情受付窓口

住宅部管理者 今井 豊

ご利用時間 月～金曜日 9:00～17:45

(3) 第三者委員

法人弁護士 中本 勝 電話番号 (0742) 22-4301

評議員 福岡 道郎 電話番号 (0742) 43-7223

評議員 森田 昭子 電話番号 (0742) 44-4639

評議員 名古 千尋 電話番号 (075) 561-8002

(4) 公共機関

奈良市福祉部 介護福祉課 施設整備係

奈良県奈良市二条大路南一丁目1番1号

受付時間 9:00～17:00

介護福祉課 (0742) 34-5422

奈良県国民健康保険団体連合会 介護保険課

奈良県橿原市大久保町302番地1 (奈良県市町村会館内5階)

電話番号 (0120) 21-6899

受付時間 9:00～17:00 (土日、祝日を除く)

15. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示状況	
	2 なし		

